

草津市開発事業に関する手引き

条例・規則

法令に係る造成行為

<市街化区域>

・1,000㎡以上

(ただし、新たに道路を設置する開発行為については、500㎡以上)

<市街化調整区域>

・全ての規模が対象

要綱

法令に係らない造成行為および建築行為
＝特定開発行為等

特定開発行為＝法令に係らない造成行為

・土地の形質の変更で区域の面積が500㎡以上のもの
(法第29条第1項の許可が必要な開発行為は除く。)

・建築物を伴わない500㎡以上の造成行為
例：露天駐車場、露天資材置場など

特定建築行為＝要綱の対象となる建築行為

・住宅で計画戸数が4戸以上のもの
・住宅以外の目的で建築延床面積300㎡以上のもの
・自己居住用以外の建築物で高さが10mを超えるもの
・駐車場を併設するコンビニ等を建築する事業

中高層建築物に関する指導要綱

・高さが12mを超える建築物または地下を除く階数が4以上の建築物を建築する場合に適用。

ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱

・ワンルーム形式の住戸の数が10戸以上の場合に適用。

指針

第1編 取扱い基準

・主に都市計画法および条例に関する開発許可制度全般に関すること、開発行為の許可手続き、市街化調整区域における開発許可基準(立地基準)等について規定。

第2編 施設および技術基準

・主に都市計画法第33条の開発許可基準(技術基準)に関する内容および施設に関する内容について規定